

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	道路位置変更の認定
根拠法令(例規)及び条項	美唄市建築基準法施行細則第 12 条第 2 項
法令(例規)番号	昭和 56 年 3 月 25 日規則第 2 号
関係条項	建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号、同施行令第 144 条の 4 美唄市建築基準法施行細則第 1 2 条第 3 項
所管課係名	都市建築住宅課都市建築係
審 査 基 準	<p>同法第 42 条第 1 項第 5 号「道の位置の指定」の審査基準を準用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法施行令第 144 条の 4 (道に関する基準) 及び北海道道路指定標準に適合するものであること。
	<p>審査基準未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
標準処理期間	総期間 14 日 (注：休日は含まない。)
備 考	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成30年4月1日作成)

処 分 名	家賃の徴収猶予
根拠法令(例規)及び条項	美唄市営住宅管理条例第17条
法令(例規)番号	平成9年6月27日条例第17号
関 係 条 項	美唄市営住宅管理条例施行規則第13条
所 管 課 係 名	都市建築住宅課住宅係
審 査 基 準	(家賃の減免又は徴収猶予) 第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する特別の事情がある場合において、家賃の減免又は徴収の猶予の必要があると認めるときは、規則に定めるところにより、当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。 (1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。 (2) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。 (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。 (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。
	審査基準未設定理由 ㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標準処理期間	7日
備 考	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成30年4月1日作成)

処 分 名	入居決定
根拠法令(例規)及び条項	美唄市営住宅管理条例第8条
法令(例規)番号	平成9年6月27日条例第17号
関 係 条 項	美唄市営住宅管理条例第4条・第5条・第6条・第7条・第9条・第11条 美唄市営住宅管理条例施行規則第2条の2・第3条・第4条・第5条・第6条 公営住宅法第23条、公営住宅法施行令第6条
所 管 課 係 名	都市建築住宅課住宅係
審 査 基 準	<p>【公営住宅法】 (入居者資格)</p> <p>第二十三条 公営住宅の入居者は、少なくとも次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>一 その者の収入がイ又はロに掲げる場合に依り、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。</p> <p>イ 入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として条例で定める場合 入居の際の収入の上限として政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合 低額所得者の居住の安定を図るため必要なものとして政令で定める金額を参酌して、イの政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額</p> <p>二 現に住宅に困窮していることが明らかであること。</p> <p>【公営住宅法施行令】 (入居者資格)</p> <p>第六条 法第二十三条第一号イに規定する政令で定める金額は、二十五万九千円とする。</p> <p>2 法第二十三条第一号ロに規定する政令で定める金額は、十五万八千円とする。</p> <p>【美唄市営住宅管理条例】 (入居者の資格)</p> <p>第6条 市公営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者(次条第2項及び第49条第2項において「老人等」という。))にあつては第2号及び第3号、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等(第49条第2項において「被災者等」という。))にあつては第3号)の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>[政令第6条第1項] [第49条第2項] [被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条] [第49条第2項]</p>

		<p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。</p> <p>(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居しようとする者が身体障がい者である場合その他特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める場合 21万4,000円 [政令第6条第4項] [政令第6条第5項第1号]</p> <p>イ 市公営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が、災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 21万4,000円 [法第8条第1項] [第3項] [激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項] [法第8条第1項各号] [政令第6条第5項第2号]</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 15万8,000円 [政令第6条第5項第3号]</p> <p>(3) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。</p> <p>(4) 入居及び同居しようとする者全員に、市町村税の滞納がないこと。</p> <p>(5) その者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。 [暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号]</p> <p>(6) 過去に第35条第1項第1号から第6号までによる明渡請求を受けた者でないこと。</p> <p>(7) 過去に市公営住宅家賃又は市営住宅駐車場使用料を滞納したまま退居、債権放棄、不納欠損等により市に損害を与えた者でないこと。</p>
	審査基準未設定理由	<p>㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
標準処理期間		7日
備考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	特別工業地区内の建築の許可
根拠法令(例規)及び条項	美唄奈井江都市計画美唄市特別工業地区建築条例第 5 条
法令(例規)番号	昭和 51 年 10 月 9 日条例第 29 号
関 係 条 項	
所 管 課 係 名	都市建築住宅課都市建築係
審 査 基 準	特別工業地区内において、安全上若しくは防火上危険の度若しくは衛生上の有害の度が低いと認められるものについて許可し、許可をするか否かは個別具体的に判断する。
	ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
標準処理期間	14 日
備 考	土地区画整理法逐条解釈 知事からの委任事務

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	仮設建築物の工事変更の承認
根拠法令(例規)及び条項	美唄市建築基準法施行細則第 15 条第 1 項
法令(例規)番号	昭和 56 年 3 月 25 日規則第 2 号
関 係 条 項	建築基準法第 85 条第 3 項・第 4 項
所 管 課 係 名	都市建築住宅課都市建築係
審 査 基 準	<p>同法第 85 条第 3 項「応急仮設建築物の存続の許可」及び同条第 4 項「仮設建築物の建築許可」の審査基準を準用する。</p> <p>(1) 応急建築物の存続の許可に係る工事の変更の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害の復旧を阻害しない計画であること。 ・下水道処理区域にあつては雑排水は公共下水道に接続する。 <p>(2) 仮設建築物の建築許可に係る工事の変更の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全上、防災上及び衛生上支障がないものであること。
	審査基準未設定理由
標 準 処 理 期 間	<p>総期間 7 日間（注：休日は含まない。）</p> <p>協議機関 消防長</p>
備 考	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	家賃の減免										
根拠法令(例規)及び条項	美唄市営住宅管理条例第 17 条										
法令(例規)番号	平成 9 年 6 月 27 日条例第 17 号										
関係条項	美唄市営住宅管理条例施行規則第 13 条										
所管課係名	都市建築住宅課住宅係										
審 査 基 準	<p>(美唄市営住宅管理条例施行規則第 13 条で判断基準が規定されているため、設定しない。)</p> <p>(家賃の減免又は徴収猶予)</p> <p>第 13 条 条例第 17 条(条例第 25 条第 2 項、第 27 条第 3 項、第 48 条及び第 50 条第 4 項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による家賃の減免の基準は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に掲げる減免の範囲とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>減免の対象となる者の収入その他の状況</th> <th>減免の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるときは、次のいずれかに該当するとき。 ア 生活保護法の規定による保護を受けているとき。 イ 総収入がないとき。 ウ 総収入が生活保護法に基づく保護基準月額(以下「基準額」という。)に100分の100を乗じて得た額以下のとき。 エ 総収入が基準額に100分の100を乗じて得た額を超え、基準額に100分の110を乗じて得た額以下のとき。 オ 総収入が基準額に100分の110を乗じて得た額を超え、基準額に100分の120を乗じて得た額以下のとき。 カ 総収入が基準額に100分の120を乗じて得た額を超え、基準額に100分の130を乗じて得た額以下のとき。</td> <td>生活保護法による住宅扶助基準月額までの減額 家賃の全額を免除 家賃の9割に相当する額を減額(この額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。) 家賃の6割に相当する額を減額(この額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。) 家賃の4割に相当する額を減額(この額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。) 家賃の2割に相当する額を減額(この額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。)</td> </tr> <tr> <td>2 入居者又は同居者が病気にかかっているとき(入居者又は同居者の病気により、医療費等の支出が著しく多くなったと市長が認めたとき。)</td> <td>市長が療養に要すると認定した費用額を総収入から控除した額を総収入とみなし、前号のイからカの場合に準じて計算した額までの減額</td> </tr> <tr> <td>3 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき(災害により容易に回復し難い損害を受けたと市長が認めたとき。)</td> <td>市長が認定した損害額を総収入から控除した額を総収入とみなし、第1号のイからカの場合に準じて計算した額までの減額</td> </tr> <tr> <td>4 その他前3号に準ずる特別の事情があるときで、次のいずれかに該当するとき。 ア 収入(条例第15条第3項の収入)が現に認定されている収入より減少したとき。 イ アに該当するとき以外のとき。</td> <td>家賃から減少後の収入に基づき政令第2条又は政令第8条に規定する方法により算出した額を減額 前3号の場合に準じて市長が決定する額を減額</td> </tr> </tbody> </table>	減免の対象となる者の収入その他の状況	減免の範囲	1 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるときは、次のいずれかに該当するとき。 ア 生活保護法の規定による保護を受けているとき。 イ 総収入がないとき。 ウ 総収入が生活保護法に基づく保護基準月額(以下「基準額」という。)に100分の100を乗じて得た額以下のとき。 エ 総収入が基準額に100分の100を乗じて得た額を超え、基準額に100分の110を乗じて得た額以下のとき。 オ 総収入が基準額に100分の110を乗じて得た額を超え、基準額に100分の120を乗じて得た額以下のとき。 カ 総収入が基準額に100分の120を乗じて得た額を超え、基準額に100分の130を乗じて得た額以下のとき。	生活保護法による住宅扶助基準月額までの減額 家賃の全額を免除 家賃の9割に相当する額を減額(この額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。) 家賃の6割に相当する額を減額(この額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。) 家賃の4割に相当する額を減額(この額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。) 家賃の2割に相当する額を減額(この額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。)	2 入居者又は同居者が病気にかかっているとき(入居者又は同居者の病気により、医療費等の支出が著しく多くなったと市長が認めたとき。)	市長が療養に要すると認定した費用額を総収入から控除した額を総収入とみなし、前号のイからカの場合に準じて計算した額までの減額	3 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき(災害により容易に回復し難い損害を受けたと市長が認めたとき。)	市長が認定した損害額を総収入から控除した額を総収入とみなし、第1号のイからカの場合に準じて計算した額までの減額	4 その他前3号に準ずる特別の事情があるときで、次のいずれかに該当するとき。 ア 収入(条例第15条第3項の収入)が現に認定されている収入より減少したとき。 イ アに該当するとき以外のとき。	家賃から減少後の収入に基づき政令第2条又は政令第8条に規定する方法により算出した額を減額 前3号の場合に準じて市長が決定する額を減額
	減免の対象となる者の収入その他の状況	減免の範囲									
1 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるときは、次のいずれかに該当するとき。 ア 生活保護法の規定による保護を受けているとき。 イ 総収入がないとき。 ウ 総収入が生活保護法に基づく保護基準月額(以下「基準額」という。)に100分の100を乗じて得た額以下のとき。 エ 総収入が基準額に100分の100を乗じて得た額を超え、基準額に100分の110を乗じて得た額以下のとき。 オ 総収入が基準額に100分の110を乗じて得た額を超え、基準額に100分の120を乗じて得た額以下のとき。 カ 総収入が基準額に100分の120を乗じて得た額を超え、基準額に100分の130を乗じて得た額以下のとき。	生活保護法による住宅扶助基準月額までの減額 家賃の全額を免除 家賃の9割に相当する額を減額(この額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。) 家賃の6割に相当する額を減額(この額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。) 家賃の4割に相当する額を減額(この額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。) 家賃の2割に相当する額を減額(この額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。)										
2 入居者又は同居者が病気にかかっているとき(入居者又は同居者の病気により、医療費等の支出が著しく多くなったと市長が認めたとき。)	市長が療養に要すると認定した費用額を総収入から控除した額を総収入とみなし、前号のイからカの場合に準じて計算した額までの減額										
3 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき(災害により容易に回復し難い損害を受けたと市長が認めたとき。)	市長が認定した損害額を総収入から控除した額を総収入とみなし、第1号のイからカの場合に準じて計算した額までの減額										
4 その他前3号に準ずる特別の事情があるときで、次のいずれかに該当するとき。 ア 収入(条例第15条第3項の収入)が現に認定されている収入より減少したとき。 イ アに該当するとき以外のとき。	家賃から減少後の収入に基づき政令第2条又は政令第8条に規定する方法により算出した額を減額 前3号の場合に準じて市長が決定する額を減額										
備考	<p>「総収入」とは、世帯全体の収入をいい、生活保護制度において収入に算定することとしているものは、原則として、すべて考慮するものとする。</p> <p>[条例第 17 条] [条例第 25 条第 2 項] [第 27 条第 3 項] [第 48 条] [条例第 50 条第 4 項] [生活保護法] [条例第 15 条第 3 項] [政令第 2 条] [政令第 8 条]</p> <p>2 前項の規定により行う家賃の減免の期間については、1 年以内とする。</p> <p>3 条例第 17 条の規定による家賃の徴収の猶予の期間は、6 月を超えない期間を定めてするものとする。</p> <p>[条例第 17 条]</p> <p>4 第 1 項及び前項の規定に該当することにより家賃の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、別記第 19 号様式により市長に申請をしなければならない。</p> <p>5 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、</p>										

		<p>家賃の減免又は徴収の猶予を決定し、当該申請者に別記第 20 号様式により通知するものとする。ただし、家賃滞納が 3 月以上ある者又は条例第 22 条に該当する場合は、不相当と判断することができる。</p> <p>6 市長は、前項の家賃の減免又は徴収の猶予の決定をした後において、家賃を 3 月以上滞納したとき又は、その必要がないと認めたときは、家賃の減免又は徴収の猶予を取り消すことができる。</p>
	<p>審査基準未設定理由</p>	<p>㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>標準処理期間</p>		<p>7 日</p>
<p>備考</p>		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	確認済建築物等の工事変更の確認
根拠法令(例規)及び条項	美唄市建築基準法施行細則第 15 条第 2 項
法令(例規)番号	昭和 56 年 3 月 25 日規則第 2 号
関 係 条 項	建築基準法第 6 条第 1 項
所 管 課 係 名	都市建築住宅課都市建築係
審 査 基 準	<p>(建築物の建築等に関する申請及び確認)</p> <p>第六条 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。</p> <p>一 別表第一（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超えるもの</p> <p>二 木造の建築物で三以上の階数を有し、又は延べ面積が五百平方メートル、高さが十三メートル若しくは軒の高さが九メートルを超えるもの</p> <p>三 木造以外の建築物で二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超えるもの</p> <p>四 前三号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域（いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは景観法（平成十六年法律第百十号）第七十四条第一項の準景観地区（市町村長が指定する区域を除く。）内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物</p> <p>2 前項の規定は、防火地域及び準防火地域外において建築物を増築し、改築し、又は移転しようとする場合で、その増築、改築又は移転に係る部分の床面積の</p>

		<p>合計が十平方メートル以内であるときについては、適用しない。</p> <p>3 建築主事は、第一項の申請書が提出された場合において、その計画が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請書を受理することができない。</p> <p>一 建築士法第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項、第二十条の二第一項若しくは第二十条の三第一項の規定又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例の規定に違反するとき。</p> <p>二 構造設計一級建築士以外の一級建築士が建築士法第二十条の二第一項の建築物の構造設計を行つた場合において、当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によるものでないとき。</p> <p>三 設備設計一級建築士以外の一級建築士が建築士法第二十条の三第一項の建築物の設備設計を行つた場合において、当該建築物が設備関係規定に適合することを設備設計一級建築士が確認した設備設計によるものでないとき。</p> <p>4 建築主事は、第一項の申請書を受理した場合においては、同項第一号から第三号までに係るものにあつてはその受理した日から三十五日以内に、同項第四号に係るものにあつてはその受理した日から七日以内に、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該申請者に確認済証を交付しなければならない。</p> <p>5 建築主事は、前項の場合において、申請に係る建築物の計画が第六条の三第一項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、建築主から同条第七項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、第一項の規定による確認をすることができる。</p> <p>6 建築主事は、第四項の場合（申請に係る建築物の計画が第六条の三第一項の特定構造計算基準（第二十条第一項第二号イの政令で定める基準に従つた構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかを審査する場合その他国土交通省令で定める場合に限る。）において、第四項の期間内に当該申請者に第一項の確認済証を交付することができない合理的な理由があるときは、三十五日の範囲内において、第四項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。</p> <p>7 建築主事は、第四項の場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めたととき、又は建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間（前項の規定により第四項の期間を延長した場合にあつては、当該延長後の期間）内に当該申請者に交付しなければならない。</p> <p>8 第一項の確認済証の交付を受けた後でなければ、同項の建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事は、することができない。</p> <p>9 第一項の規定による確認の申請書、同項の確認済証並びに第六項及び第七項の通知書の様式は、国土交通省令で定める。</p>
	<p>審査基準未設定理由</p>	<p>㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>

標準処理期間	総期間 7日間（注：休日は含まない。） 協議機関 消防長
備考	